

經濟論叢

第七十三卷 第二號

- 地方稅改革案における若干問題……………神戸 正 雄 (1)
- 會計學と經濟學との交渉……………鎌 倉 昇 (15)
- 政黨連合運動の基盤……………市 原 亮 平 (30)
- 鐵道業における獨占形成と投資金融……………越 後 和 典 (47)
- 曾我部靜雄著「均田法とその稅役制度」……………堀 江 保 藏 (66)
-

[昭和二十九年二月]

京都大學經濟學會

曾我部靜雄著

「均田法とその税役制度」

堀江保藏

比較法制史學の立場から、わが律令制度を隋・唐或

いはそれ以前の王朝の制度と比較研究することは、江戸時代から行われたところであり、近時においては瀧川政次郎博士・仁井田陞博士らの貴重な研究成果が公けにせられているが、今度特に田制と税法及び役法を取り上げた曾我部博士の頭書の論文が公けにせられ、この問題に關する研究に新たなものが加えられたことは、日本經濟史學界にとつては大いなる喜びとすべきであらう。けだし、これによつて律令時代の課役の性質とその重要性、課役と班田制の關係、ならびにそれらのよつて來たるところが頗る明らかになつたから

である。

著者は周の初め頃には行われていたのではないかと思われる井田法に筆を起し、その後土地私有制が確立して三國時代までのことに觸れ、ついで占田課田法が斷行せられた晋代の土地税役制度に及ぶ。占田法とは、一戸を構えた成人の一夫婦に對する土地給與法であり、課田法とは父兄に寄食している丁男・次丁男・丁女に對し、力役に服する反對給付として田を給することである。そして著者によれば、晋の土地制度こそは、井田法の流れを汲む土地公有にかゝる均田法であり、その後の中國の均田法ばかりでなく、わが班田收

授法、或いは南詔（唐代に雲南の地にあつた獨立國）およびその民族が移住して建てたシャム均田法の元祖をなすものなのである。わが律令制度は勿論、唐制の移植にかかるが、著者は、大化よりも早く成務天皇の時に、晋の制度が取入れられたと見るべき節があるともいつてゐる。

進んで著者は、南北朝時代の土地税役制度を、南朝・北魏・東魏・北齊・北周等に分説し、更に隋の制度に言及しているが、本書の主要部分であり、かつ日本經濟史を學ぶものにとつて最も興味があるのは、唐令と律令とを比較検討している第五章「日唐の土地税役制度」である。周知のように、唐制を採つたわが班田法は、授田年齢や授田範圍において、唐の均田法、従つて唐以前の均田法との間に大きな差違があつたが、著者はこの差違のよつて來るところを、力役を重視したか否かに求め、わが國ではかの國ほどそれを重視しなかつたとする。更に、班田法は均田法に比すれば人々

の生産力よりも生活の必要に應じて居り、従つてより多く社會政策的であつたとか、班田法は唐制に據りながら立法の精神を異にしたとかの、從來の説を批判して、田や課役の性質ないし意味を誤り解釋した結果が自ら右の相違となつて現われたのだとしてゐる。この點誠に傾聽すべきものがある。

班田法頽廢の原因として、著者は、權利が等しくして義務が不平等であつたこと、詳しくいえば、男女ともに六歳以上のものには小・中・丁・老・蒼・癯疾などの區別を設けなくて田を給したが、税以外の調・庸・雜徭は丁男を中心としてその前後の健全な男子のみの負擔とせられたこと、を最も重要視しているが、これは上述の著者の見解の當然の歸結であらう。

さて、著者がわが國において誤り解釋せられたとする課役についてであるが、著者によれば、唐制では「一日租、二日調、三日役、四日雜徭（または徭若しくは課）」であつて、徭・課は雜徭のことであり、これと役

とを併せて徭役若しくは課役なる語が生じる。然るに律令では課役を調と庸（若しくは調と歳役）とに解釋し、時にはそこへ雜徭を加えて條文を改めたところがあり。そこから矛盾が生じていると著者はいうのである。そして著者は、後代の史家の解釋の誤りにも言及して、『日本史家は課役を「調庸」と解釋し、東洋史家はこれを「租庸調」と解釋して、解釋が全く異つてゐる。

このやうなことはあり得ないであらう。どちらかか誤つてゐるか、或は兩者共に誤つてゐるかである。この場合は兩者共に誤つてゐるのである』と手厳しく批評する。

このことから、課口とは右の課役を負擔するもの、不課口とはその負擔を免除せられたものであるべきだのに、わが國ではそれに調の負擔を加えた場合があることに注意を促しているが、要するに著者が強調してゐるのは、徭役（方役）の重要性ならびにそれと田地の均分若しくは班給との關係である。課役の中で役は、

わが國では庸と稱して、傭料を米や布で納めるのが原則であつたが、雜徭は農民にとつては頗る重い力役であつた。しかもそれは原則として地方的力役であつたが、例外的に庸米や庸布で傭い上げる兵士・仕丁・女などの雜役も雜徭に屬すべきものであり、農民の負擔はいよいよ重かつた。然るにも拘らず、わが令制では土地の班給に際して、この力役を庸制ほど重要視しなかつたのである。

著者は進んで、第六章では、給田のためのものであるべき戸籍と、課役を備すために造られた筈の計帳とについて、これまた唐制と律令制度とを比較して詳細に検討し、第八章では前述の南詔およびシャムの均田法と、江戸時代に二三の地方で律令時代の遺制として行われた班田收授法とを比較研究しているが、これまた興味深く讀まれる。

以上要するに、本書は、土地公有にかかる均田法とその税役制度との密接な關係において究明したもので

あるが、その立場は、中國・日本・シヤムと各獨立國をなしてはいるものの、そこに行われた土地・稅役制度は、周禮に源を發した中國の制度であつたとするにあり、著者の言葉を籍れば『東洋史日本史などと言ふ壁を撤廢して、縦ではなく、横の連絡のもとに、いかなる時代にも重點を置かず、出来るだけ平等に』研究した成果である。このような立場において最も重要でありまた困難な仕事は、内外文獻の博搜とその考證とであるが、著者はこの仕事を見事に成し遂げているように見える。そのここに至つたのは、著者が藤田幽谷に從つて課役を徭役と理解し、課役に中心を置いて土地制度や租法その他を眺めた結果であると思う。土地

に中心を置いた從來の研究態度に對する批判として、一應耳を傾けるべき勞作である。勿論、中國經濟史・日本經濟史など個別經濟史を學ぶ者に、著者の律令解釋がそのまま役立つとは思わない。律令に唐制を誤つて解釋した個所があるとすれば、誤まつて解釋・實施せられたままの姿をわれわれは寫し出さねばならぬ。しかし律令制度が本來ならば庸制と同一であるべきであつたことを知つて置くことは、日本經濟史の研究にとつても重要であることは確かである。この意味でも本書の公刊を大いなる喜びとしたい。

(A5判、三七六頁、索引一四頁、定價千圓、昭和二十八年六月、大日本雄辯會講談社發行)